

推進会議と相談部会の役割分担について

○ 福岡市が行政指導を行うかどうかについて市長に対し意見を述べることは、相談部会の議決をもって推進会議の議決とすることとしている。

※ 障がい者等は、市に個別相談を行い、市が対応を行ったものの解決が図られない事案について、条例第15条の規定に基づき、市長に対し、必要な措置を講じ、又は指導若しくは助言をするよう申出をすることができ、市長は、当該申出があった場合、必要な調査を行う。また、市長は、条例第16条の規定に基づき、調査の結果、申出に相当の理由があると認めるときは、福岡市障がい者差別解消推進会議の意見を聞いたうえで、必要な措置を講じ、又は指導若しくは助言を行う。

【所掌事務】

- 推進会議：関係機関等が対応した事例の共有等を行い、障がいを理由とする差別の解消に関し、調査審議や重要な施策に関し市長に意見を述べることなど
- 相談部会：個別の相談等について、問題解決に向けた分析・助言を行うこと、相談に係る事項の検討など

推進会議の所掌事務（福岡市障がい者差別解消条例第21条）

第21条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 障がいを理由とする差別の解消に関し必要と認められる事項について調査審議すること。

(2) 障害者差別解消法第18条第1項に規定する事務

(3) 第16条の規定に基づき、市長から意見を求められた事案について、意見を述べること（市が第7条又は第8条第1項の規定に違反した場合にその事実を公表することを求めることを含む。）。

(4) 前3号に掲げるもののほか、障がいを理由とする差別を解消するために必要な事務

2 推進会議は、障がいを理由とする差別の解消に関する重要な施策に関し、市長に対し、意見を述べることができる。

相談部会の所掌事務（福岡市障がい者差別解消推進会議運営要領第4条）

第4条 推進会議に、次に掲げる事務を行わせるため、相談部会を置く。

(1) 条例第14条第2項の個別相談及び相談部会に属する委員が所属する機関が対応した障がいを理由とする差別に関する相談について、問題解決に向けた分析及び助言（次号に規定する事項を除く。）を行うこと。

(2) 条例第21条第1項第2号及び第3号に関する事項

(3) 条例第11条第1項の体制及び障がいを理由とする差別に関する相談に係る対応のあり方を検討すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、障がいを理由とする差別に関する相談に係る事項について検討すること。

障害者差別解消法第18条第1項に規定する事務

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドラインによる主な所掌事務の例示

- ・複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ・関係機関等が対応した相談事例の共有
- ・障がい者差別に関する相談体制の整備
- ・障がい者差別の解消に資する取組みの共有・分析
- ・構成機関等におけるあっせん・調整等の様々な取組みによる紛争解決の後押し
- ・障がい者差別の解消に資する取組みの周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発

推進会議の決議とする事項（要領第3条）

第3条 推進会議は、部会の決議をもって、推進会議の決議とすることができる。

2 前項の規定により推進会議の決議とする事項は、次の各号に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 相談部会 条例第21条第1項第3号に関する事項

(2) 略